［12］補正書

誤字などの軽微な不備については、設立申請書の所轄庁到達日から１週間に満たない期間、補正することができます。

年　　月　　日

所轄庁の長あてになります。

書類を提出する日を記載します。

○○市長
△△町長　様
島根県知事

申請者の住所・氏名を住民票どおりに記載します。

（申請者の住所若しくは居所）
申請者名
電話番号

補　正　書

設立認証申請書に記載した日付けを記載します。

補正を行う書類の名称を記載します。

年　　月　　日に申請した○○○○○○○について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第１０条第３項の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

1　補正の内容

補正後	補正前
第○条　○○○	第○条　△△△
・・・・・・	・・・・・・

2　補正の理由

補正ができる事項は、以下の両方に該当するものです。

・書類の内容の同一性に影響を与えない範囲のもの

・客観的に明白な不備（誤記、誤字又は脱字等）であるもの

添付書類の提出部数は、設立認証申請時に提出した際の部数と同じです。